

二千円から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額(次条第一項の規定による控除がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額から同項の規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を限度とする。

3 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 所得税法第九十九条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額とあるのは、「前項及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項(認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除)」とする。

6 前三项に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る)に対するもの(同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という)については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額(その年中に支出した特定寄附金等の金額(同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八の二第一項(認定特定非営利活動法人第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ)が、当該個人のその年分の総所得金額・退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額(当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ)を控除した残額)が二千円(その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千円から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を限度とする。

二 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条の規定により設立された法人

三 社会福祉法人

四 更生保護法人

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 所得税法第九十九条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」で読み替えるものとする。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)」とする。

5 前三项に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 特別区域法第五十五条第一項に規定する指定会社で平成二十六年三月三十一日までに同項の規定による指定を受けたもの(当該指定会社により発行される株式で当該指定の日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの)の規定による指定を受けたもの(当該指定会社(その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る)を「次の各号に掲げる株式会社〔〕に、〔〕により発行される」を「の区分に応じ当該各号に定める」に改め、「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加え、同項に次の各号を加える。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該する株式会社(その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る)の区分に応じ当該各号に定めるものに限る)当該株式会社により発行される株式

二 総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定会社で平成二十六年三月三十一日までに同項の規定による指定を受けたもの(当該指定会社により発行される株式で当該指定の日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの)の規定による指定を受けたもの(当該指定会社(その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る)を「の区分に応じ当該各号に定めるものに限る)当該株式会社により発行される株式

三 第四十二条の十九の二第一項中「地方公共団体の作成した地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条第一項に規定する地域住宅計画(当該地方公共団体が実施する住宅の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築・改築・修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ)又は住宅の耐震診断(地震に対する安全性の評価をいう)の事業で財務省令で定める要件を満たすものに関する事項の定めがあるものに限る)その他政令で定める計画の区域内において」を削り、「の耐震改修」の下に「(地震に対する安全性の向上を目的とした増築・改築・修繕又は模様替をいう。)」を加え、同項第一号中「費用の額」の下に「(当該住宅耐震改修の費用に関し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの)をいう。以下この号において同じ)の交付を受ける場合には、当該住宅耐震改修に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額」を加え、同条第二項中「並びに同項」を「並びに同項第一号」に改め、「同項の計画の区域内にある同項の家屋である旨」を削る。

四 第四十二条の十九の三第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十四年年十二月三十一日」に改め、同項第一号中「一百万円」を「二百万円」とし、平成二十四年分については、当該金額が百五十万円を超える場合には百五十万円とする。」を改め、同項第一号中「費用の額が三十万円」を「費用の額(当該一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの)をいう。以下この号において同じ)の交付を受ける場合には、当該一般断熱改修に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。」に改め、同項第一号中「一般断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。」に改め、同項第一号中「五百万元」を「三千円」に改め、同条第二項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十四年年十二月三十一日」に改める。

五 第四十二条の十九の五第一項中「平成十九年から平成二十一年まで」を「平成二十三年又は平成二十四年に、五千円」を「平成二十三年分については四千円を控除し、平成二十四年分については三千円」に改める。

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項に規定する定款、同法第三十六条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第四十四条第二項の書類

(2) 第一号ハ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 第一号ハ(2)に掲げる要件

イ 法第四十一条の十八の三第一項第四号に掲げる法人 次に掲げる要件

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する定款、同法第六条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第二十九条第一項の書類

(2) 第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 第一号ハに掲げる要件

イ 法第四十一条の十八の三第一項第四号に掲げる法人 次に掲げる要件

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 当該法人の実績判定期間に国補助金等がある場合における前項第一号イ(1)、第二号イ(1)、第三号イ(1)又は第四号イ(1)に規定する割合の計算については、当該国補助金等の金額のうち寄附金収入金額(同項第一号に掲げる法人にあつては、学校の入学に関する寄附金の額を除く。以下この項において同じ。)に達するまでの金額は、当該寄附金収入金額に加算することができるものとする。この場合において、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めるものとする。

3 前二項に規定する実績判定期間とは、当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいい、第一項に規定する判定基準寄附者は、当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この項において同じ。)の額(当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金を加算した金額)が三千円以上である場合の当該同一の者(当該法人の法人税法第一条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。)をいう。

4 法第四十一条の十八の三第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第一号、第三十一条第三項第三号(法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)、第三十七条の十第六項第五号(法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)又は第四十一条の十四第二項第四号の規定のある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

5 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除すべき金額は、同項に規定するその年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得額から控除する。

中「支出した」の下に「特定寄附金等の金額」を「の額及び同条第三項の規定又は法第四十一条の十八の二第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額の合計額をいう。以下この号において同じ。」に「特定寄附金の額の合計額」を「特定寄附金等の金額」に改め、同号ロ中「特定寄附金の額の合計額」を「特定寄附金等の金額」に改め、同条第八項中「非居住者が」の下に「払込みにより取得をした」を「特定新規株式」の下に「同項第一号に定める特定株式」に改め、「を加え、「当該払込み」を「その払込み」に改める。

第二十一条の二十八の四第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とす。

第二十一条の二十八の五第五項第一号中「要した」の下に「同条第一項第一号に規定する」を加える。

第二十一条の二十九の次に次の二条を加える。

(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例)

第二十一条の二十九の二 法第四十一条の二十の二第二項第三号に規定する政令で定める契約は、所得税法施行令第八百八十三条规定第三項第一号に規定する旧簡易生命保険契約及び生命共済に係る契約並びに同項第二号から第六号までに掲げる契約及び規約とする。

2 法第四十一条の二十の二第二項第四号に規定する政令で定める契約は、所得税法第七十六条第十六号に掲げる保険契約及び生命保険契約(法第四十一条の二十の二第二項第三号に規定する生命保険契約をいう。)以外のもの及び所得税法施行令第三百一十六条第二項各号(第二号を除く。)に掲げる契約とする。

3 法第四十一条の二十の二第一項の規定により更正の請求の基団とされている理由に基づく同項に規定する者の所得税についての国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に係る国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第二十四条第四項及び第三十条の規定の適用については、同項中の「の規定」とあるのは、「の規定(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の二十の二第一項(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例)の規定を除く。)」とする。

第二十一条の三十第三項第一号中「(明治一十九年法律第八十九号)」を削り、同項第一号中「(平成十年法律第九十号)」を削り、同条第十五項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十七条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第二項」に改める。

第二十七条の二の見出しを「外国金融機関等の債券現先引等に係る利子の課税の特例」に改め、同条第十一項中「債券現先引」の下に「若しくは証券貸借取引」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項から第十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「の属する」を「を含む」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に第一項を加える。

6 第二十五条の二第二項の規定は、法第四十二条の二第一項第四号に規定する政令で定めるものについて準用する。

第二十七条の二第二項を同条第三項とし、同項の次に第一項を加える。

4 第三条の二第七項の規定は法第四十二条の二第一項第一号に規定する政令で定めるものについて、第三条の二第一項の規定は同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、同条第八項の規定は同号に規定する政令で定める指標について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項各号中「特定振替社債等」とあるのは「法第四十二条の二第一項第一号に規定する振替社債等」と、同条第八項第一号中「第五条の三第四項第一号」とあるのは「第四十二条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

三 その寄附金が当該認定特定非営利活動法人の法第四十一条の十八の二(第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当するものである旨)
四 その寄附金を受領した認定特定非営利活動法人の名称
(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十の四 施行令第二十六条の二十八の二(第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
二 社員の議決権が平等であること。

三 社員(役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)及び役員と親族関係を有する者(当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。以下この条において同じ。)並びに役員と特殊の関係のある者(次に掲げる者をいう。以下この条において同じ)を除く。の数が二十人以上であること。
イ 当該役員と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者
ロ 当該役員の使用者人及び使用者人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの)

ハ イ又は口に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する国(補助金等)

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する国等から支払われるもの(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け入れた寄附金(法第七十条第十項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他の贈与者の被相続人に係る相続の開始のあつたことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死により効力を生ずる贈与を除く。)により受け入れ資産の売却による収入で臨時的なもの)

五 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け入れた寄附金(法第七十条イ(1)(ii)に規定する一者当たり基準限度超過額(施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)に規定する一者当たり基準限度超過額)をいう。第四項第一号において同じ。)に相当する部分

六 実績判定期間(施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する実績判定期間をいう。第四項第一号において同じ。)における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 寄附者(当該法人に寄附をした者をいう。以下この条において同じ。)の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかに寄附金以外の寄附金

3 入れた寄附金の額の総額(以下この項において「受入寄附金総額」という。)の百分の十(寄附者が所得税法施行令第二百七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十)に相当する金額とする。

4 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。
一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する部分
二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の金額

当該合計額

5 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十一条第一項、私立学校法第四十七条规定第六十四条第五項において準用する場合を含む。(社会福祉法第四十四条第四項又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二十九条第一項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行ふものとする。)

6 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 寄附者(役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

7 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

8 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ハに規定する寄附者名簿は、各事業年度終了日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。施行令第二十六条の二十八の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

9 一 その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類(寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。)
イ その寄附金の額
ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
ハ その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

10 二 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類(当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。)の写しとして当該法人から交付を受けたもの

11 第十九条の十一の二第一項を次のように改める。
法第四十一条の十九の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた耐震改修は、同項に規定する耐震改修をした家屋が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地盤に対する安全性に係る基準に適合することにつき、同項第一号の地方公共団体の長又は次項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。第十九条の十一の二第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項第一号を次のように改める。

12 法第四十一条の十九の二第二項に規定する住宅耐震改修に係る請負契約書の写し、同項第一号に規定する補助金等の額を証する書類、第一項に規定する書類その他の書類で当該住宅耐震改修をした家屋である旨、同条第一項各号に掲げる金額及び当該住宅耐震改修をした年月日を明らかにする書類

13 第十九条の十一の二第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 当該住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書その他の書類で当該家屋が昭和五十六年五月三十日以前に建築されたものであることを明らかにする書類